

ダウン症療育スマートフォン相談 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人子供の城協会（以下「この法人」という。）が始めるダウン症療育スマートフォン相談（以下「スマホ療育」という。）の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 「スマホ療育」会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 この「スマホ療育」への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事長が決定する。

(1) この法人の目的に賛同するものであること。

(2) 現在、法人の会員である者においては、未納会費がないものであること。

(3) 「スマホ療育」の会員は、知り得た情報を他に転用しないこと。

3 理事長は、入会の可否を決定したときは、入会者を会員名簿に登録しなければならない。

(会費)

第3条 入会者は、入会后すみやかに運営規程第2条に定める会費を支払わなければならない。

(退会)

第4条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 会費請求後5箇年を経過しても未納会費があるときは、当該会員は退会したものとみなす。

3 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。